

## 精神障害者保健福祉手帳所持者の主要福祉便覧

手帳に写真の貼付がない場合、割引などが受けられない場合があります。

(令和7年12月現在)

援護の種類	精神障害の程度			割引等の内容等	窓口及び利用手続き	
	1級	2級	3級			
旅客運賃の割引	JR (第一種割引)	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手帳をお持ちの人が一人で利用の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券:5割引 片道の営業キロが100キロを超える場合のみ</li> </ul> </li> <li>○介護者と同乗する場合 同一区間の乗車券類の購入が対象 割引となる介護者は1名           <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券:5割引</li> <li>・回数乗車券:5割引</li> <li>・普通急行券:5割引</li> <li>・定期乗車券(小児定期乗車券を除く):5割引</li> </ul> </li> </ul>	JR出札窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	JR (第二種割引)	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手帳をお持ちの人が一人で利用の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通乗車券:5割引 片道の営業キロが100キロを超える場合のみ</li> </ul> </li> <li>○介護者と同乗する場合 同一区間の乗車券類の購入が対象           <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期乗車券(小児定期乗車券を除く):5割引 対象は、12歳未満の手帳所持者と同乗する介護者1名のみ</li> </ul> </li> </ul>	
	県内バス	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県内で乗降する場合に限る</li> <li>○普通乗車券、回数券:本人5割引           <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳1級所持者または12歳未満の第二種精神障害者:同乗する介護者も5割引</li> </ul> </li> <li>○定期乗車券:本人3割引           <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳1級所持者:同乗する介護者も3割引</li> <li>・12歳未満の手帳2、3級所持者:同乗する介護者は3割引(12歳未満の本人の割引なし)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通乗車券及び回数券: 降車時に手帳を提示</li> <li>○定期乗車券: 購入時に手帳を提示</li> <li>○MOBIRY DAYS(障害者割引): 事前に取扱窓口で手帳を提示し MOBIRY DAYS(障害者割引)を購入・ 登録 また、降車時(乗務員に求められた場合)に手帳を提示</li> </ul>
	広島電鉄電車	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通乗車券:本人5割引           <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳1級所持者:同乗する介護者2名まで無賃</li> <li>・12歳未満の手帳2、3級所持者:同乗する介護者2名まで無賃(12歳未満の本人の割引なし)</li> </ul> </li> <li>○定期乗車券:本人は普通旅客運賃の60倍から5割引           <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳1級所持者:同乗する介護者2名まで無賃</li> <li>・12歳未満の手帳2、3級所持者:同乗する介護者2名まで無賃(12歳未満の本人の割引なし)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○普通乗車券: 降車時に手帳を提示</li> <li>○定期乗車券: 購入時に手帳を提示</li> <li>○MOBIRY DAYS(障害者割引): 事前に取扱窓口で手帳を提示し MOBIRY DAYS(障害者割引)を購入・ 登録 また、降車時(乗務員に求められた場合)に手帳を提示</li> </ul>
	アストラムライン	○	○	○	○普通乗車券・定期乗車券:本人5割引 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳所持者と同乗する介護者も5割引 (ただし12歳未満場合、本人の割引なし)</li> </ul>	手帳を携帯、係員の指示があれば手帳を提示
	県内の旅客船	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅客運賃 一部の旅客船会社で割引対象としている場合がありますので、各会社にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗船券等購入時に、手帳を提示及び 乗船運賃割引申込書を提出</li> <li>○MOBIRY DAYS購入・登録時及び降車時に手帳の提示が必要な場合あり</li> <li>詳細については、関係交通機関へお問い合わせください</li> </ul>
	国内定期航空路線旅客運賃	*	*	*	○旅客運賃 一部の旅客船会社で割引対象としている場合がありますので、各会社にお問い合わせください。	航空券等購入時に、手帳を提示
生活福祉資金の貸付		○	○	○	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等	呉市社会福祉協議会 TEL:25-0266
県営住宅への入居		○	○	—	一般世帯より当選率が高くなる 所得制限等制限あり	各地域の県営住宅指定管理者 ※指定管理者:県HPまたは県庁住宅課に確認
自動車税(種別割・環境性能割)等の減免		○	—	—	軽自動車税については、市町により条件が異なる。	自動車税(種別割・環境性能割)…県税 事務所呉分室 TEL:22-5400 軽自動車税(種別割)…市民税課(受付5/1～納期限まで。納税通知書等必要)
		○	—	—	軽自動車税(種別割)…市民税課(受付5/1～納期限まで。納税通知書等必要)	軽自動車税(環境性能割)…広島県軽自動車検査協会 TEL:082-532-5507

援護の種類	精神障害の程度			割引等の内容等	窓口及び利用手続き
	1級	2級	3級		
駐車禁止規制の適用除外	○	—	—	所管の警察署で手続き (申請に必要な書類等は、事前に警察署で確認してください)	呉警察署 TEL:29-0110 広島警察署 TEL:75-0110 音戸警察署 TEL:51-0110
思いやり駐車場利用証の交付	○	—	—	「思いやり駐車場」の表示がある駐車スペースの利用証を交付します。	
NHK放送受信料の減免	全免	○	○	○ 障害者のいる世帯及びNHK受信契約者がいる世帯の構成員全員が市町村民税非課税 ※申請には手帳と印鑑が必要	障害福祉課 TEL:25-3135
	半免	○	—	世帯主が手帳1級を有し、世帯主でかつNHK受信契約をしている世帯 ※申請には手帳と印鑑が必要	
重度心身障害者医療費助成(精神障害者医療費助成)	○	—	—	・自立支援医療(精神通院)も所持していることが条件。所得制限あり。 保険診療の自己負担分(一部負担金を除く)を助成。 ただし、入院に係る費用は対象外。 ※申請には、マイナンバー又は医療保険の加入状況がわかるものが必要	
障害福祉サービスなど(施設入所など)	○	○	○		18歳未満…県こども家庭センター 18歳以上…障害福祉課 TEL:25-3523
所得税、住民税算定上の控除	○	○	○	障害の程度・年齢に応じ税額が減額	○所得税 ・税務署・勤務先 ○住民税 ・市民税課 TEL:25-3193
マル優制度	○	○	○	預貯金の合計350万円まで、公債350万円までの利子が非課税となります。	各金融機関
公共施設使用料の減免	○	○	○	入り口で手帳を提示	詳細は各施設に確認
保育料・副食費の減免	○	○	○	・障害者・障害児がいる世帯で、保育所・認定こども園等に通っている児童がいる場合 ・所得制限あり	こども施設課 TEL:25-3144
児童扶養手当	*	*	*	障害者本人が国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級程度の年金受給者で、18歳到達年度末(障害を有する児童は20歳未満)までの児童を養育している場合。	こども支援課 TEL:25-3173

#### ○その他

援護の種類	内 容 等	窓口及び利用手続き
障害基礎年金(1級・2級)	・対象は20歳以上。 ・20歳前に初診日がある場合、所得制限あり。 ・診断書による認定。(障害の程度によっては、認定されない場合もあります。) ・その他申請要件あり。	保険年金課 TEL:25-3157 県年金事務所 TEL:22-1691
特別障害給付金(1級・2級)	・対象は20歳以上。 ・所得制限あり。 ・診断書による認定。(障害の程度によっては、認定されない場合もあります。) ・その他申請要件あり。	保険年金課 TEL:25-3157 県年金事務所 TEL:22-1691
自立支援医療(精神通院医療)	精神障害及び精神障害によって生じた病態に対して、病院または診療所に通院して行われる医療(外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護など)を対象に、医療費の一部を支給する制度。 (入院、医療保険が適用にならない治療、投薬、診断書料などの費用は対象外)	
特別児童扶養手当	・精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を養育している場合 ・所得制限あり	障害福祉課 TEL:25-3135
特別障害者手当等	・精神に最重度の障害がある方(一人でほとんど何もできない状態、又は他の障害が二重三重にある方) ・所得制限あり	
心身障害者扶養共済	障害者の保護者が加入時に65歳未満であること 掛金の減額制度がある	
障害福祉サービス等(在宅サービス、施設入所等)	申請が必要です(手帳等が必要)。18歳未満の施設入所については 広島県広島こども家庭センター TEL:082-254-0381	障害福祉課 TEL:25-3523

・各種援護の対象要件については、記載した以外にも要件がありますので、詳しくは各窓口でおたずねください。